○農林水産省告示第五百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県備前市大内字向山一〇四の一六、一〇四の二四から一〇四の二六まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第五百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字蒲生字奥流シ山一二一四の四、字上六郎谷一二一五の三、字中ノ谷一二二八の一、一二二八の二、字八ケ谷一二三五の二、一二三七の二、字空道免一二四〇の二、字弁才天空一二五六の四、字寺谷山一一七二の二、字向後谷一一八九の三、字相屋敷二四七二、二四七八の二、字墓叹下モ二四七九の二、字登瀬原一四一八、字釜ノ谷奥上二五八八の三、二五八八の四、字塩谷奥二五八九の三、二五八九の四、二五八九の六、字本谷上二五九一の三から二五九一の九まで、字墓叹奥二五九二の二、二五九二の三〇から二五九二の三三まで、二五九二の四四から二五九二の五〇まで、字真門二五一六の三、字青山二五四一の一、二五四一の二、字麥原二五七九、字峠二五八三の五、二五八三の六、二五八三の一〇、二五八三の二一、字煤掃奥二五八四の二、二五八四の五、字善浪上二五八六の二、字三舟山二五八七の四から二五八七の八まで、字山ノ神二六二二、字森ノ奥二二八三、大字銀山字上千軒谷六八九の二、六八九の四から六八九の八まで、字片原ノ上六九八の二、字塩町谷七二五の二、七三〇、字砿谷平七六一の二、七六二の二、字砿谷三三三の一、三八一一、三八二の一、三八四、三八六、三八七、三八八の一、字四畝田向七六八、七六九の一、字高露八〇五の三、八〇五の六から八〇五の一四まで、字城山ノ下八〇六の二、字八小屋左ノ谷側七九八の四、七九八の一三、七九八の一四、字八小屋右ノ谷側七九九の八、七九九の九、七九九の二二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町東山字貞安四八五、四八六、字滝久保二七一の一、二七二の一、字中村三二二、三二四、字法市三九六の二七、三九六の二八、三九六の三〇、三九六の五四から三九六の六〇まで、三九六の一〇四から三九六の一〇六まで、三九六の一一九から三九六の一三三まで、四〇〇の一〇九から四〇〇の一一二まで、四〇〇の一五一、四〇〇の一五二、四〇一の六、四〇一の六の七から四〇一の六の七九まで、四〇一の一六一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字貞安四八五（次の図に示す部分に限る。）、四八六、字滝久保二七一の一・二七二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字法市三九六の二七、三九六の二八、三九六の三〇、三九六の五四から三九六の六〇まで、三九六の一〇四から三九六の一〇六まで、三九六の一一九から三九六の一三三まで、四〇〇の一〇九から四〇〇の一一二まで、四〇〇の一五一、四〇〇の一五二、四〇一の六、四〇一の六の七から四〇一の六の七九まで、四〇一の一六一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県刈田郡七ケ宿町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、七ケ宿町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　変更後の指定施業要件

(三)　立木の伐採の方法

1　立木の伐採種は、定めない。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県刈田郡七ケ宿町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(一)　変更後の指定施業要件

(二)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

七ケ宿町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び七ケ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県白石市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　変更後の指定施業要件

(三)　立木の伐採の方法

1　立木の伐採種は、定めない。

(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県白石市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備